

公立大学法人宮崎公立大学における個人情報の適正な管理に関する規程

平成25年4月1日

規程第117号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学個人情報の保護に関する規程（平成19年規程第37号）に基づき、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）の保有する個人情報の適正な管理のため、必要な事項を定めるものとする。

(総括個人情報保護管理者)

第2条 法人に総括個人情報保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、理事長をもって充てる。

2 総括保護管理者は、法人における個人情報の適正な管理を総括する。

(個人情報保護管理者)

第3条 法人に個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 保護管理者は、総括保護管理者を補佐し、必要に応じて、個人情報保護責任者に対して、法人における個人情報の適正な管理のための措置を講ずるよう指示する。

(個人情報保護責任者)

第4条 法人に個人情報保護責任者（以下「保護責任者」という。）を置き、事務局長をもって充てる。

2 保護責任者は、法人における個人情報の適正な管理のための措置を講じ、個人情報保護監督者を指揮する。

(個人情報保護監督者)

第5条 法人に個人情報保護監督者（以下「保護監督者」という。）を置き、学部（宮崎公立大学学則第2条に定める学部をいう。）においては学部長を、事務局（公立大学法人宮崎公立大学の事務組織に関する規程第2条に定める事務局をいう。）においては課長をもって充てる。

2 保護監督者は、各所属において保有する個人情報の適正な管理について、所属職員を指導監督する。

3 保護監督者は、各所属において個人情報保護担当者を指名することができる。

(個人情報保護担当者)

第6条 個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）は保護監督者を補佐する。

(教育研修)

第7条 保護責任者は、個人情報の取扱いに従事する職員に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

(職員の責務)

第8条 職員は、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者、保護責任者、保護監督者及び保護担当者の指示に従い、個人情報を取り扱わなければならない。

(アクセスの制限)

第9条 保護監督者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報にアクセスする権限を有する者を、当該個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要最小限の範囲の職員に限定するものとする。

2 前項に規定する権限を付与されていない職員は、当該個人情報に接してはならない。

3 職員は、第1項に規定された権限を付与された場合であっても、業務上の目的以外の目的で当該個人情報に接してはならない。

(複製等の制限)

第10条 職員は、業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護監督者の指示に従い行うものとする。

(1) 個人情報の複製

(2) 個人情報の送信

(3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

(4) その他個人情報の適正な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第11条 職員は、個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護監督者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(適正管理)

第12条 職員は、個人情報取扱事務の目的を達成するための必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。

2 職員は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために次の各号に定めるもののほか必要な措置を講じなければならない。

(1) 職員は、収集した個人情報の適正な管理のため、執務室等の施錠等を適切に行うとともに、個人情報が記録された文書（公立大学法人宮崎公立大学文書規程第2条第1号に定める文書をいう。以下同じ。）を、定められた保管庫等で保管する等適正に管理しなければならない。

(2) 職員は、個人情報を保存した電子計算機等の機器やデータ保存媒体の盗難防止や紛失防止のために執務室の施錠及び保管等を適切に行うとともに、電子計算機等による個人情報の取扱いに係るパスワードやユーザーID等を適正に管理しなければならない。

(3) 職員は、個人情報が記録された文書、個人情報を保存したデータ保存媒体又は個人情報データを移動させるときには、持参によるなど移動に際しての紛失等の事故を防止するための適正な方法によらなければならない。

- 3 保護責任者は、情報システムにおける個人情報の適正な管理を図るために、情報システムにおけるセキュリティシステムの整備やアクセス制限等の管理運営上の取扱並びに電子機器やデータ保存媒体の管理・取扱等について、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 職員は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- 5 個人情報が情報システムや個々の電子計算機等に保存されている場合、当該個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の管理に係る事項は、第3項に定めるもののほか、宮崎公立大学情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）及びセキュリティポリシーに基づく関連諸規程等の定めるところによる。

（個人情報の取扱状況の記録）

第13条 保護監督者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

（安全確保上の問題への対応）

第14条 個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに保護監督者を通じて、保護責任者に報告しなければならない。

- 2 保護責任者は、被害の拡大防止、個人情報等の復旧等のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 保護責任者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者及び保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者及び保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 4 保護責任者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 保護責任者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

（点検及び予防措置）

第15条 保護監督者は、個人情報の管理の状況について、定期又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を保護責任者に報告するものとする。

- 2 保護責任者は、個人情報の適正な管理のための措置について、点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

（委任）

第16条 この規程に定めるもののほか、個人情報の適正な管理について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。